

1 日本赤十字社は国の機関ですか？

日本赤十字社は、世界181カ国ある赤十字・赤新月社の一つで、国内単独の民間組織です。

しかし、その設立は、日本赤十字社法（昭和27年8月14日法律第305号）という法律に基づいて設置された法人です。

日本赤十字社法は、赤十字事業の公共性と国際性とに鑑み制定されたものであり、日本赤十字社が世界各国の赤十字・赤新月社と協力して、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう努めなければならないと規定しています。

したがって、日本赤十字社は国の関連機関ではなく、あくまでも独立した民間の団体です。

しかし、また一方では災害救助法の定めるところにより、行政が行う非常災害時の救護業務に従事するなど国、地方公共団体に協力して、その補完的役割を果たすべき分野を幅広くもっている団体です。

日本国内では特殊法人に位置づけられていますが、行政実務上、認可法人として取り扱われています。

※認可法人

民間から設立を国に申し出て、主務官庁が許可するもの。

実定法上の定義はありませんが、行政実務上、一般的に、特別の法律に基づき数を限定して設立される法人で、法律により特別の設立行為をもって強制設立する形はとらず、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立されるもので、その設立につき又はその設立の際の定款等につき主務大臣の認可が必要とされている。

※特別の法律…日本赤十字社法

2 今の時代における赤十字の存在価値はなんですか？

国民の安全と福祉を確保することは、基本的には国の役割であり、そのために国は様々な方策を講じており、これらは国民の税金により行われているのはご承知のとおりです。

しかし、現実には、国家の諸施策のみで多様な国民の必要性をすべて満たすことは不可能になっています。

こうした面を補っているのが、赤十字などの、いわゆる民間セクターといわれる非政府機関（NGO）や民間の非営利団体などの自主的な民間活動です。

赤十字は、世界長初の国際的なNGOといわれていますが、アンリー・デュナンが赤十字を創設しようとした19世紀後半にも、「赤十字は国の責任を放棄させるものだ」と批判する人々がいました。

しかし、デュナンはそうではないと考えました。その後の歴史が示すとおり、国が発展し、その施策が充実していったはずなのに、逆にNGOなどの民間活動は減っていくどころか増え続けているのです。このことは、どのような社会にも市民参加による民間活動が社会に不可欠なことを教えているようです。

平成7年の阪神大震災でも、被害が甚大だったため、警察や消防が対応できなかったことが多く、赤十字の医療救護活動をはじめ、自主的なボランティア活動が広範囲に行われ、被災者の救済に大きな威力を発揮しました。

現代では、こうした民間活動を抜きにしては社会の健全かつ円滑な発展はありえないとさえいわれています。赤十字もこうした民間活動の重要な一翼を世界各国で担っているのです。

赤十字は、現在、世界のほとんどすべての国が加入している「ジュネーブ諸条約」という国際条約により、各国に設立された人道的救護機関ですが、その活動の自主性と中立性を守るため、政府から独立した民間の組織として運営することが決められています。

このため、その資金も政府資金（税金）によらず、活動の趣旨に賛同する一般市民の会費や寄付金により支えられています。

このように国際条約と国内の法律でその設立と活動が決められている民間の機関は赤十字しかありません。

また、赤十字は当初、戦争犠牲者を救済するために国際条約で設立されたこともあ

り、現在でも戦争下にある多くの国々では、赤十字にしかできない救済情動（安否調査、捕虜の交換、捕虜・政治犯への支援と訪問活動など）が数多くあります。

国連は、基本的に政治的機構であり、加盟各国の利害が対立して効果的な決定や活動ができないことがあります。これが人道機関である赤十字との大きなちがいです。

例えば、タリバン政権下のアフガニスタンでは、一時期、国連は治安上の理由により、要員がすべて国外脱出して活動できませんでした。そのようななかでも赤十字は国内に留まり、医療救援活動を実施できました。それは赤十字活動の中立性と非政治性が彼らにも理解され、安全が保障されたからでした。

また、国連は国際機関で、各国の国内に支部や事務所をもっていません。しかし、赤十字はどこの国でも国内の県や州に支部をもち、きめ細かい活動を実施できるネットワークをもっています。

例えば、赤十字はネパールの山間僻地に安全な飲料水を供給するため、その地域の赤十字支部を中心に井戸掘りを行っています。

国連（ユニセフ）も同じ事業を実施しようとしたが、ネパール国内に国連の末端組織がないため、ネパール赤十字の地方支部のネットワークを活用して事業を行うことにしました。

このように国連のような機関は、日常的に各国で活動できるわけではありませんが、赤十字は世界186カ国のすべてに赤十字・赤新月社が設立されており、その国の隅々まで張り巡らされた地方支部が日々様々な活動を行っています。

3 日本赤十字社の活動の財源はどこから出てくるのですか？

日本赤十字社は、人道の理念に基づき幅広い活動を行っていますが、それらの活動は様々な財源に基づいて実施されています。

日本赤十字社が実施する国際救援活動や国内の災害救護活動、救急法などの講習普及事業、青少年赤十字活動など様々な活動は、赤十字の活動にご賛同いただいた皆様からの社費や寄付金によって実施されています。

全国の赤十字病院は、それぞれの病院での診療収入に基づいて運営されています。

血液事業は、献血の受け入れから患者さんに血液をお届けするまでの経費を、健康保険で定めた対価（薬価）として医療機関からいただいております、主にこの収入で運営をまかっています。

また、社会福祉施設には、介護保険収入と措置費収入を主な財源として運営されています。

さらに、事業によっては、国、地方公共団体から委託を受けて実施している事業もあります。

4 赤十字の業務に対する地方公共団体の協力の根拠はなんですか？

日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び日本赤十字社法に基づいて設立された法人であり、国際的にも、国内的にもその業務の公共性及び中立性が認められています。

日本赤十字社の業務は、単に日本赤十字社自身の力によるだけのものではなく、多くの関係者のご理解のもとその奉仕的協力によって遂行されています。とりわけ、地区分区における事業の推進等については市・区・町・村の多大な援助・協力がなくしては成し得ません。

このことは、日本赤十字社（博愛社）が設立されて以来、地方長官（知事）にその事務を依頼してきたという歴史的経緯、あるいは、日本赤十字社の業務が地方公共団体の行政目的、すなわち住民及び滞在者の安全健康及び福祉の保持、あるいは防災、罹災者の救護等の面で密接な関係にあることによるものです。

5 赤十字の社員募集、社員増強運動の目的はなんですか？

日本赤十字社は、赤十字の目的や事業をよく理解して、日本赤十字社の諸活動のために毎年一定の資金（社費といい年額500円以上）を提供してくださる方々（社員と呼ばれます）によって構成されています。

日本赤十字社法（第4条）には「日本赤十字社は、社員をもって組織する。」と定められており、組織の基盤が社員であることを明らかにしています。

日本赤十字社の行う各種事業の主な財源は、この社員によって納められる「社費」によってまかなわれております。

日本赤十字社では、毎年、創立の月にあたる5月を中心に「赤十字運動月間」とし、この月間を中心に全国の皆様に社員に加入していただくための「赤十字社員増強運動」を行ない、組織と事業の充実発展を図ることにしております。

なお、この運動を軌道にのせるためには、単に赤十字の資金を集めるという募金の思想ではなく、赤十字の組織を構成する人、すなわち一人でも多くの方々に「社員」に加入していただき、赤十字の事業に参加していただくという社員制度本来の趣旨を十分に認識していただくことを、この運動の目的としております。

6 赤十字運動普及・社員増強の費用はどのくらいですか？

平成20年度における秋田県支部支出総額は、182,118千円で、その内訳として「赤十字運動普及・社員増強」のための経費（社業振興費）は、33,133千円（支出総額の約18%）です。

この社業振興費で、「社員募集」、「社員管理」、「広報活動」を行っており、うち、広報活動費は9,787千円となっています。

日本赤十字社法第4条第2項では、「日本赤十字社は、社員をもって組織する」とあり、社員制度がその根幹にあります。

その社員の募集から社員台帳の整備等のために相応の経費が使われておりますが、近年一段と事業内容の透明性や説明責任が求められるようになってきていることはご承知のとおりです。

赤十字の活動についてもその中身について十分ご理解、ご納得を得たうえで、社員や献血者になっていただく、あるいはボランティアとして参加いただくことが必要と考えています。

こうしたことから、国民の皆様からはもっと社費の使途や赤十字活動の内容についての広報を充実すべきだとの声も寄せられています。

赤十字の広報・宣伝活動は、放送局や新聞社等の協力で行っているものが多いですが、それでもある程度広報に費用がかかるのが現状です。

7 5月の「社員増強運動」と12月の「NHK海外たすけあい」との関連は？

日本赤十字社は、世界181カ国赤十字社・赤新月社の主要な一員として、国際赤十字事業の発展に協力し、世界の平和と人類の福祉増進に貢献することを使命としています。

昨今、わが国の経済的地位の飛躍的な向上に伴い、海外における自然災害の被災者や紛争等による難民の救援あるいは発展途上諸国における保健衛生事業・防災対策等の開発事業に対する援助に関し、日本赤十字社に寄せられる期待と要請は年々増大してきています。

日本赤十字社は、これらの期待や要請に応じて、国際的評価にふさわしい役割を果たしていくため、国際活動を重点事業の一つに掲げて、その量的・質的な充実強化を期することとしております。

しかしながら、このためには社資（社費と寄付金を総称して、社資と呼びます）の増収を図って、これを実現することが必要ですが、日本赤十字社が実施している多くの事業のなかから国際活動のみの飛躍的な増額が望めないこともありますので、これに応じていくためには別途社資以外の面においてもこの資金の確保を図っていかねばなりません。

幸い国民の皆様におかれても昨今の海外の実情に関心が高まり、援助の気運が盛り上がっておりますので昭和58年から実施されている「NHK海外たすけあい」キャンペーンは、このような事情をふまえて国際援助機関としての役割を十分果たすとともに財政的には日本赤十字社の基本的な事業財源をなす社資とは別個に、国際活動を充実強化するための補完的財源として活用することとしています。

8 NHK海外たすけあい義援金の使途は？

世界各地には、紛争、自然災害、飢餓、病気などで苦痛を強いられ、人として最低限の生活条件さえみたされずに苦しむ多くの人々がいます。

日本赤十字社では、毎年12月に「NHK海外たすけあい」キャンペーンを実施し、皆様からお寄せいただいた資金をもとに、世界各地で人道的な活動を展開しています。

毎年NHKと共催で行っている海外たすけあいは、日本赤十字社の海外救援や開発協力の事業を行っていくために欠かせない資金となっています。

平成20年度は、募集実績9億4,873万7,285円となり、海外での紛争や災害に苦しむ人々への救援活動、発展途上国赤十字への支援（開発協力）として衛生事情改善や災害に備えるための事業等に充てられています。

9 赤十字と共同募金（赤い羽根）とのちがいはなんですか？

日本赤十字社は、1877年（明治10年）に博愛社という名称で設立され、戦争や災害の際の救護を中心に1世紀以上にわたって活動を続けてまいりました。

戦後、政府と国会は、日本赤十字社の果たした役割を重視し、昭和27年「日本赤十字社法」を制定して、組織や事業活動の性格を規定するとともに、必要によって政府や地方公共団体の業務に協力すべき団体として位置づけています。災害救護活動や血液事業はその好例です。

このように日本赤十字社は、国や地方公共団体の業務に協力する機関として事業の推進にあたるほか、全世界の赤十字共通の理念である人道的見地から国内のみならず国外で発生した災害や戦争による被災者、また、保健衛生指導などの救援活動にもあたらなければなりません。

この社会に戦争や災害、病気が消滅しない限り、人間の尊厳を確保し人々の苦痛を予防、軽減し、人類の福祉の増進に貢献する赤十字活動は続けなければなりません。

一方、赤い羽根で親しまれている共同募金会は、「社会福祉事業法」に基づいて設立された団体で、毎年10月1日から12月31日までの3カ月間を募金期間とし（12月は「NHK歳末たすけあい」）、その浄財は日本国内の民間の社会福祉施設や福祉団体に施設整備や地域福祉活動資金等として配分されます。

10 日本赤十字社の社員制度とはどのようなものですか？

日本赤十字社は、日本赤十字社法（昭和27年8月14日法律第305号）に基づく法人で日本赤十字社法の第4条に「日本赤十字社は、社員をもって組織する。」と規定されております。

普通「社員」は、日本赤十字社を組織する構成員のことです。「社員」は人種、国籍、信条、性別、社会的身分、又は門地によって差別されることがなく、どなたでも加入いただけますし、権利、義務もみな平等です。また、「社員」を脱退することも自由です。

「社員」には、個人の「社員」と法人の「社員」があります。法人の「社員」とは、赤十字事業に協力し社費を納める会社等のことをいいます。

「社員」に加入していただきますと、毎年社費を納めていただくこととなります。日本赤十字社の財政は、この「社員」の納める社費（年額500円以上）を主たる財源としてまかなわれていますので、「社員」の拡充こそが、赤十字活動をより発展させる最大の鍵となるわけです。

なお、「社員」は、日本赤十字社法第14条で、次の権利を有すると規定されております。

- ア 日本赤十字社の役員及び代議員を選出し、並びにこれらの者に出選されること。（ただし、法人社員には役員に出選される・権利がありません。）
- イ 毎事業年度の日本赤十字社の業務及び収支決算の報告を受けること。
- ウ 社業の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

11 社員に加入すると、特に得られるものがありますか？

日本赤十字社は日本赤十字社法で「社員をもって組織する（第4条）」と定められている法人です。したがって、社員への加入は日本赤十字社の構成員になるということであり、日本赤十字社の組織の一員となって、多くの社員とともに赤十字活動を推進する立場に立つこととなります。

社員については、組織の構成員ですから日本赤十字社法や日本赤十字社定款で規定されており、社員の権利は、次のように、明文化されております。

（社員の権利）

- 1 日本赤十字社の役員及び代議員を選出し、並びにこれらの者に出選されること（ただし、法人社員には役員に出選される権利はありません。）。
- 2 毎事業年度の日本赤十字社の業務及び収支決算の報告を受けること。
- 3 日本赤十字社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

赤十字病院での診療や輸血を優先的に受けられるなどの意味での特典等はありませんが、社費を納入し赤十字の一員になっていただくことが、世界の赤十字と力を合わせ人道の原則のもと、紛争下での救援活動や災害時の救護活動など幅広い赤十字活動を推進することなど、社会貢献の諸活動に赤十字を通して参加されることにつながります。

一人でも多くの方に社員となって赤十字活動の推進にご協力くださるよう心から願っております。

なお、日本赤十字社への一定額以上の社費の納入は税制上の優遇措置や表彰等を受けられる制度があります。（税制上の優遇措置や表彰等の制度については、それぞれの項を参照）

12 赤十字の社員加入は強制か？ 社員資格を失うことになる場合は？
また社費は毎年納めなければならないのですか？

赤十字の社員加入は決して強制ではありません。日本赤十字社は社員で組織されており、社員の納める社費が活動資金となっておりますので、赤十字の趣旨や事業をよく理解していただいたうえで、自由意志で加入いただくことになっております。

また、社員がその資格を失うのは次のような場合です。

- ① 死亡（法人の場合は解散）した場合
- ② 社費の未納額が、毎年納めるべき額の3倍に達した場合
- ③ 除名された場合

ただし、例えば中断していた期間が1年間で翌年再び社費を納めていただく場合には、社員資格も当然継続されます。

赤十字の事業は、災害時の救助活動など人命に直接かかわる仕事を中心になっていきますので、1日たりとも支援の手をゆるめるわけには参りません。

また、事業は普遍的なものや、長期的なものであるため、毎年安定した資金が必要とされその資金を常に準備しておく必要があります。したがって、毎年継続して社費納入のご協力をお願いすることにしております。

ただし、罹災や家族の病気などやむを得ない事情により休納なさることはかまいませんし、また、社費納入の際に、数毎分の社費の前納である旨を申し出ていただければ、そのように取扱いができることにもなっております。

13 なぜ、社費の金額を決めているのですか、寄付金でもいいのでは？

日本赤十字社は、「日本赤十字社法」という法律によって設立されている法人です。

日本赤十字社法には「日本赤十字社は、社員をもって組織する」と定められており、また日本赤十字社定款には「社員は、社費として年額500円以上を納めるものとする」と定められております。

したがって、社員に加入していただいたうえで500円以上の金額をご協力をいただくことをお願いしています。

なお、社員には加入されない方であっても赤十字事業に賛同して、寄付金としてご協力くださる場合は、金額はいくらでもよいことになっております。

赤十字の事業資金は、社員の納める社費と寄付金とから成り立っています。

したがって寄付金でのご協力もありがたいことですが、赤十字は社員制度が基本となって運営されておりますので、社員が増えることによって組織の基盤が強化され、事業が伸展することにつながります。

このような制度の趣旨をご理解いただき、ぜひ社員に加入され、赤十字の組織の一員として赤十字事業を推進する立場になっていただきたいのです。

なお、社員以外の方が、赤十字事業に寄付金をお寄せくださる場合の金額はいくらでもよいことになっております。

14 赤十字に寄付をした場合に何か見返り（恩典）はありますか？

赤十字への寄付は、赤十字の目的や事業を理解し、それを資金面から支援していただくことであり、ひいては赤十字に資金面から参加していただくことにもなるものです。

赤十字は、全世界の赤十字（赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国の赤十字社及び赤新月社：186社）の共通の理念である人道的な見地から、人々の苦痛等を予防、軽減し人類の福祉の増進に貢献するため、世界各地の紛争時の救援活動や災害時の救護活動など諸々の活動を推進しておりますが、寄付は、そのことに多くの方々と共に資金面から支援・参加いただくことにつながるものです。

したがって、一般の商品の売買のような意味での見返りはありません。

しかし、その赤十字活動の公益性から一定額以上の寄付には、税制上の優遇措置や表彰等を受けられる制度があります。（税制上の優遇措置・寄付に対する表彰等の制度については、それぞれの項目参照）

15 赤十字の社費の募集に、なぜ町内会の人に来るのですか？

赤十字の活動は、それぞれの地域で実施されることから、地域の活動を地域の方々に支えていただけるようにご協力をお願いしています。

ひとたび災害が発生すると、赤十字は都道府県・市町村、あるいは地域住民の方々と協力し、救護活動を展開します。

また、地域福祉のボランティア活動など地域に根ざした活動についても、赤十字と地域とのかかわりは密接なつながりを有しています。

このような活動を行うための資金となる社費を地域の方にお願ひするにあたり、日本赤十字社の各支部では直接ご依頼するほか、市町村や自治会・町内会のご協力をいただいています。

職員が戸別に訪問させていただくことが困難なこともあり、自治会・町内会の方々にご協力願っています。

この際にも、自治会・町内会の会合に出席させていただき、募集にあたっての趣旨をご説明申し上げ、ご協力をいただいています。

自治会・町内会の方には、赤十字の「協賛委員」として募集業務をお引き受けいただき、皆様のご家庭を訪問していただいています。